

『児童教育研究』発行規程

(名称)

第1条 児童教育学会(以下「本学会」)の学術誌の名称は『児童教育研究』(Childhood Education Research Journal)とする(以下「本誌」)。

(目的)

第2条 本誌は、児童教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、児童教育の向上に資することを目的とし、年1回以上発行する。

(編集委員会)

第3条 本誌の編集作業を円滑に行うため、本学会役員の中から選出された者によって、編集委員会を組織し、委員互選によって委員長を選出する。

(投稿者要件)

第4条 本誌に投稿できる者は、執筆者全員が本学会会員でなければならない。また、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。ただし、会長及び編集委員会が適当と認めた者、および委嘱論文の筆者についてはこの限りではない。

(投稿本数)

第5条 投稿は、原則として1人1編とする。共著論文の場合、筆頭執筆者として投稿は1編に限り、共同執筆者としては複数の論文の共同執筆者となることができる。

(使用言語)

第6条 執筆言語は日本語を原則とするが、英語も可とする。英語で投稿する場合は投稿前に英語母語話者もしくはそれに準ずる者より校閲を受けておくこと。

(論文等の区分)

第7条 投稿区分は、児童教育に関する「研究論文」と「研究ノート」とする。但し、編集委員会で「その他」「委嘱論文」の区分を設けることがある。

- 1) 「研究論文」は、児童教育に関する独創的な研究結果、新奇な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や教員・保育者養成教育の発展に役立つ内容を順序だてて明瞭に記述したものとす。
- 2) 「研究ノート」は、研究論文と並立するもので、特定の主題に関して以下のような特徴を持つ論述をさす。
 - 1 研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの
 - 2 史・資料の紹介に重点をおきつつ、考察をおこなったもの
 - 3 その他の萌芽的研究を記したもの
- 3) 「その他」は、上記のどの区分にも属さないが児童教育に価値のあるもので、本誌に掲載が

適当と認められるものとする。

編集委員会は、必要に応じ、本誌に特集を組むことができる。

(本学会発表原稿の扱い)

第 8 条 投稿する論文は、研究論文および研究ノートともに、原則として過去 2 年以内の児童教育学会研究大会における研究発表、ポスターセッション、講演等に基づくものとする。

(受理条件)

第 9 条 下記の要件を充足する論文を受理する。

- 1) 同一あるいはほぼ同一の投稿論文を本誌以外にも同時期に投稿していないこと。
- 2) 投稿原稿は、内容の主要な部分が他の研究誌や雑誌等に未発表のものであること。但し、研究会や学会等の大会・総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは受理する。その際、オリジナルとなった論文等については本文中に注をつけ明記するとともに、編集委員会に提出しなければならない。
- 3) 投稿時に内容・書式において、「『児童教育研究』執筆要綱」に従った完全原稿であること。
- 4) 児童教育に関連する内容を扱っていること。
- 5) 「『児童教育研究』の執筆・編集に関する倫理要綱」を遵守していること。

(提出原稿)

第 10 条 原稿は、定められた期限までに次の 1) から 3) を編集委員会の定める原稿提出用サイトのフォームを通じて提出する。

- 1) オリジナル完成原稿 (MS Word と PDF の 2 ファイル、なお MS Word は docx 形式とする)。英文 (本文が英語の場合は日本語) 要旨を論文末尾に添付すること。
- 2) 査読用原稿 (MS Word と PDF の 2 ファイル: 上記のオリジナル完成原稿から投稿者を特定できる箇所はすべてアスタリスク(*)によって置き換えること。またファイルのプロパティ情報からも投稿者の情報は削除しておく。)
- 3) 論文の確認事項チェック済みの提出用チェックリスト (本学会ホームページに掲載している MS Excel 形式の「投稿前確認事項」ファイルに自己チェックした内容を記載)

(審査)

第 11 条 委嘱論文を除き、全ての投稿論文は編集委員会が指名する査読者 2 名による審査結果をふまえて採択の可否を編集委員会が決定する。ただし、編集委員会が必要と判断した場合は、査読者以外の適任者に参考意見を求めることもできる。

投稿原稿は編集委員会で審議し、次のいずれかに取り扱いを決定する。

A : 採択 B : 修正して再審査 C : 不採択

「採択」は、小規模の修正を除き、執筆原稿のまま掲載する。「修正して再審査」となった場合は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。期限までに条件を満たす原稿の提出がなかった場合は不採択となる。「不採択」は、掲載を認めない。

本審査の判定方法は、査読者の審査結果に基づき、次のとおり行う。

- 1) 第1回判定で、2名の査読者の審査結果に基づき、編集委員会で検討の上、判定結果を決定する。
- 2) 判定結果を執筆者に通知する。上記通達内容A～Cの内容に応じて、執筆者は編集委員会の指示に対応する。
- 3) 編集委員会は修正済み原稿を受領の後、査読者による指摘箇所への対応の有無を確認の上、最終的な掲載可否の判断を行う。この過程において修正内容に疑義が生じた場合は、当初の査読者および査読者以外の適任者に再審査を依頼する。なお、再審査は2回を上限とする。

(異議申し立て)

第12条 執筆者は、審査結果に異議がある時には、編集委員会に対して書面により異議を申し立てることができる。異議申し立ての送付先は、以下の本学会事務局宛とする。

〒731-0153 広島市安佐南区安東 6-13-1

安田女子大学教育学部児童教育学科内 児童教育学会事務局

- 2 異議申し立ては、編集委員会が審査結果を執筆者に示した後30日以内に行う。
- 3 編集委員会は、異議申し立てのあった時には、速やかに編集委員会を開催し、その成否を審議する。審議に関して必要と認められる場合には、当初の判定の根拠となる査読を行った者以外の査読者を選び、再査読させることができる。
- 4 審議の結果は、書面により速やかに異議申し立て者に通知する。
- 5 修正意見に関する異議については、審議の経緯を異議申し立て者に通知のみ行うものとする。

(修正原稿の提出)

第13条 審査において「B:修正して再審査」となった原稿は、執筆者による修正を行い、定められた期限までに、次1)から3)を提出する。

- 1) オリジナル完成原稿 (MS Word と PDF の 2 ファイル, なお MS Word は docx 形式とする)。英文 (本文が英語の場合は日本語) 要旨を論文末尾に添付すること。
- 2) 査読用原稿 (MS Word と PDF の 2 ファイル: 上記のオリジナル完成原稿から投稿者を特定できる箇所はすべてアスタリスク(*)によって置き換えること。またファイルのプロパティ情報からも投稿者の情報は削除しておく。)
- 3) 修正リスト (査読結果に対する投稿者の回答ファイル。ファイルは編集委員会から投稿者に対して査読結果通知時に送付する。)

(不採択理由の通知)

第14条 原稿が不採択となった場合、編集委員会よりその理由が執筆(代表)者にメールにより通知される。

(執筆者による校正)

第15条 採択が決定された原稿は、執筆者による校正を1回行う。この際、印刷上の誤り以外の訂正挿入等は認められない。また印刷の体裁は編集委員会に一任する。

(論文掲載料)

第 16 条 論文の掲載が決まった投稿者は「執筆要綱」に定める掲載料を負担するものとする。なお抜き刷り代(30部)はこれに含まれる。30部を超えて抜き刷りを希望する場合は別途費用を徴収する。

(著作権の譲渡・公開)

第 17 条 本誌への掲載が決定した場合、当該論文等の執筆者は著作権譲渡誓約書を本学会に提出する。これによって当該論文等の著作権は本学会に帰属することとする。ただし、採択された論文等の公表は、執筆者個人およびその所属組織の Web サイト等において本誌発刊後、出典を明記すればこれを妨げない。

2 本誌に掲載された論文等は、本学会ホームページ及び国立情報学研究所(NII)を通じてこれを電子化し公開する。

(投稿原稿提出期日)

第 18 条 毎年 9 月末日とする。

附則

本規程の改訂は、総会の決議によるものとし、制定の日から施行する。

本規定は平成 20 年 5 月 21 日より施行する。

本規定は平成 25 年 5 月 27 日より施行する。

本規定は平成 26 年 5 月 26 日より施行する。

本規定は平成 28 年 5 月 23 日より施行する。

本規定は平成 30 年 6 月 7 日より施行する。

本規定及び要領は、2021 年 6 月 6 日より施行する。

本改訂要綱は、2022 年 6 月 5 日より施行する。

本改訂規程は、2023 年 6 月 11 日より施行する。

(「『児童教育研究』編集要綱」と「『児童教育研究』投稿要綱」を合わせ、「『児童教育研究』発行規程」として改訂)